



25 日臨技発第 88 号

平成 25 年 7 月 18 日

特定非営利活動法人 日本心電学会
理事長 新 博 次 様

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会長 宮島 喜文

認定心電検査技師制度における協議について（依頼）

謹啓

猛暑の候、貴会ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、これまで、日臨技認定センターとして行ってきました、認定心電技師制度について、過去の色々な経緯から、現状においては、認定心電検査技師試験が貴会並びに当会の 2 本立てとなって、双方から試験の実施案内が発信されております。

このことにより、会員および受験予定者の皆様に混乱を生じさせる結果となっており、過去の経緯等の問題もありますが、当会としては別紙 1 の条件のもとに、再度、認定心電技師制度の一本化を協議したいと考えております。

つきましては、別紙の協議の条件についてご検討いただけますようお願い申し上げます。本条件がご快諾していただけない折には、これまで通り、当会での認定センターとして試験を継続するのやむを得ないと考えております。

会員ならびに受験者にとって不利益を生じないよう、是非ともこの条件をご承諾いただき本年度の認定試験の一本化に向け、協議できることを願っております。

趣旨ご理解の上、よろしくご検討をお願いいたします。

謹白



認定心電検査技師制度における協議の条件

● 平成 26 年度以降の認定心電検査技師試験の恒久化について

日本心電学会は認定検査技師機構に入り、検査技師認定機構が定める協議会を設置し、認定試験を実施することを条件とする。

なお、協議会の運営等については日本心電学会が行うこととする。
(認定検査技師機構規則、同細則については別紙 2 参照のこと)

● 平成 25 年度の認定心電検査技師試験

1. 本会と日本心電学会は同一日程、同一試験問題で実施する。
2. 日本心電学会の認定委員会委員に日臨技からの委員を加えること。
3. 本会および都道府県臨床技師会等主催のセミナーを更新単位として認めることを日本心電学会の規約に明記する。
4. 日臨技生涯教育研修制度履修点数は、更新要綱、受験要綱の必須条件としない。
ただし、更新の際に認定期間内に取得した修了証があるものについては、20ポイントとして加算する。技術の担保については今後調整を図ることとする。
5. 本会と日本心電学会の代表の連名により、今後の対応について、会員に周知文書を発送する。
6. 受験費用、更新費用の分担については、本年度については原則、受付登録した会員分は受付した会の費用とする。
また、会場費のキャンセル料等、その他今回の運営に生じた経費負担については、両団体の協議のもとに決定する。

写